

定 款

セントラル警備保障株式会社

定 款

第1章 総 則

第1条 商 号

当社は、セントラル警備保障株式会社と称し、英文では CENTRAL SECURITY PATROLS CO., LTD. と称する。

第2条 目 的

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 警備業務及び安全管理業務の請負並びにその保障
- 2 警備及び安全に関する調査、出版、広告宣伝に関する業務
- 3 防犯、防火、防災及び救急に関する車両、設備、装置、機器等の開発、製造、賃貸、リース、販売
- 4 電気工事、電気通信工事、消防施設工事、水道工事及び空調設備工事の請負並びにその保守業務
- 5 現金、貴金属、有価証券、貴重品類の一時預かり、護送業務及びそれに伴う運送事業
- 6 現金自動預払機及び売上金等の保安、集配金並びに精査に関する受託業務
- 7 貸金業
- 8 倉庫業
- 9 要人の身辺警護業務
- 10 建物、駐車場及び付帯設備の管理、保守、衛生、清掃業務
- 11 個人及び企業に対する信用調査業務
- 12 情報通信システムに関する設備、装置、ソフトウェア及び機器等の開発、製造、賃貸、販売
- 13 情報処理、提供その他情報サービスに関する業務
- 14 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 15 訪問介護及び通所介護サービス並びに介護用品、介護機器の開発、製造、賃貸、販売
- 16 警備用制服、装備品の製造販売
- 17 不動産の売買、仲介、賃貸借業務
- 18 労働者派遣事業
- 19 損害保険代理業
- 20 生命保険募集業
- 21 古物営業法に基づく古物販売事業
- 22 自家用自動車有償貸渡業
- 23 前各号に関するコンサルティング業務及び技術指導業務
- 24 前各号に付帯する一切の業務

第3条 本 店

当社は本店を東京都新宿区に置く。

第4条 機関の設置

当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

第5条 公告方法

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

第7条 単元株式数

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 株式取扱規則

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第9条 株主名簿管理人

当会社は株主名簿管理人を置く。

第10条 単元未満株式の買増請求

単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第11条 単元未満株主の権利

当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増請求をする権利

第3章 株主総会

第12条 基 準 日

当会社は毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条 招 集 地

当会社の株主総会は、原則として本店所在地及びその隣接地において招集する。

- 2 当会社の株主総会は、状況により場所の定めのない株主総会とすることができる。

第14条 招集の時期

定時株主総会は毎年5月にこれを招集する。

第15条 招集権者及び議長

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条 決議要件

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 電子提供措置等

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 議決権の代理行使

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 員 数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内を置く。

- 2 当社の監査役等委員である取締役は4名以内を置く。

第20条 選 任

取締役の選任は、監査役等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任は累積投票によらないものとする。

第21条 任 期

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 代表取締役及び役付取締役

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。

第23条 取締役会

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第24条 相談役又は顧問

取締役会の決議により相談役、顧問を置くことができる。

第25条 重要な業務執行の決定の委任

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第26条 監査等委員会

監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

- 3 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第27条 常勤の監査等委員の選任

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 取締役の責任免除

第28条 損害賠償責任の一部免除

当社は、取締役会の決議をもって、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下同じ。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当社は、取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める範囲とする。

第7章 計 算

第29条 事業年度

当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第30条 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第31条 剰余金の配当の基準日

当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- 3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第32条 配当金の除斥期間

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる

附 則

1. 本定款は、2025 年 5 月 29 日に一部改定し、施行する。
2. 当会社は、第 51 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。